

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る
建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出に関する
事務処理要領

制定 平成 29 年 3 月 24 日
最終改正 令和 3 年 10 月 7 日
下関市都市整備部建築指導課

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項及び第 2 項並びに第 13 条第 2 項及び第 3 項に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）並びに法第 19 条第 1 項に定める計画の届出及び法第 20 条第 2 項に定める計画の通知等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、法に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者 省エネ適判を受けようとする者をいう。
- 二 計画書等 法第 12 条第 1 項に定めるエネルギー消費性能確保計画書又は法第 13 条第 2 項に定めるエネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 三 変更計画書等 法第 12 条第 2 項に定める変更後のエネルギー消費性能確保計画書又は法第 13 条第 3 項に定める変更後のエネルギー消費性能確保計画通知書をいう。
- 四 省エネ適判機関等 法第 15 条第 1 項に定める登録エネルギー消費性能判定機関又は本市をいう。
- 五 工場等の用途に供する部分 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する部分とする。
- 六 省エネ基準 法第 2 条第 3 号に定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- 七 届出等 法第 19 条第 1 項に定める計画の届出又は法第 20 条第 2 項に定める計画の通知をいう。
- 八 届出者等 届出等をしようとする者をいう。
- 九 届出書等 法第 19 条第 1 項に定める計画の届出書又は法第 20 条第 2 項に定める計画の通知書をいう。
- 十 評価書 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価が記載された書面等

で、別表（評価書）の評価書の欄に掲げる書類をいう。

第二章 省エネ適判の事務処理

（申請書等の提出）

第3条 計画書等又は変更計画書等（以下「申請書等」という。）は、省エネ適判機関等に提出するものとする。

- 2 申請書が申請書等を本市に提出する場合は、申請書等の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 3 申請書等の様式、添付図書及び記載事項等は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるところによる。
- 4 申請者は前項に定める添付図書のうち、エネルギー消費性能適合性評価に用いた計算書の電子データ（計算に用いた各入力シート及びWebプログラム入力情報）を磁気ディスク（CD-R等）に記録し提出するものとする。

（申請書等の受付・審査）

第4条 市長は、申請書等を受理した場合は、別記様式第1-1号による台帳に必要な事項を記載するものとする。

- 2 市長は、申請書等の内容が省エネ基準に適合すると認められる場合は、適合判定通知書を発行し、押印した申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、申請書等の内容が省エネ基準に適合しないと認められる場合は、適合しない旨の通知書に申請書等の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、申請書等を受理した日から14日以内に第2項又は前項の通知書を交付できない合理的な理由がある場合は、当該期間を延長する旨の通知書を申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、申請書等の内容が省エネ基準に適合するかどうか決定できない正当な理由がある場合は、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を申請者に交付するものとする。
- 6 市長は、申請書等を受理してから第3項又は第4項の通知書を交付するまでの間に、申請者から取下げの申し出があった場合は、別記様式第1-2号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

（登録エネルギー消費性能判定機関の取扱い）

第5条 登録エネルギー消費性能判定機関は、法第15条第3項に係る複合建築物の省エネ適判に関する申請書等が提出された場合は、規則第1条第4項に定める書類及び図書を遅滞なく市長に送付するものとする。

(適合判定通知後の手続き)

第6条 第4条第2項の適合判定通知書の交付を受けた者又は規則第6条各号のみなし規定によるいずれかの書類の交付を受けた者(以下「適合建築主」という。)は、法第12条第6項の規定により、建築主事又は指定確認検査機関に規則第6条で定める書類(以下「適合判定通知書等」という。)を提出するものとする。

(省エネ適判に係る建築確認の審査)

第7条 建築主事は、省エネ適判に係る建築物の確認申請を受理した場合は、次項から第5項までの規定に関するものを除き、建築基準法に基づき確認申請の事務処理を行う。

- 2 建築主事は、確認申請書の内容(用途、延べ床面積、用途別床面積及び建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)を確認し、建築物が省エネ適判の対象であることを確認する。
- 3 建築主事は、適合判定通知書等が提出されていることを確認する。
- 4 建築主事は、確認申請書と適合判定通知書等の内容(地名地番、敷地面積、建築面積、延べ面積、階数、用途及び構造等)を確認し、両申請の建築物が同一であることを確認する。
- 5 建築主事は、前3項の確認の結果、建築物が適合判定通知書等の交付を受けたものと認められる場合は、確認済証を交付することができるものとする。

(軽微変更該当証明申請書の提出)

第8条 適合建築主は、規則第3条に定める軽微な変更のうち、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更(建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。以下「再計算による軽微変更」という。)に該当していることを証する書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)の交付を当初の省エネ適判を申請した省エネ適判機関等に求めることができる。

- 2 適合建築主は、本市に軽微変更該当証明書の交付を求める場合は、軽微変更該当証明申請書(別記様式第1-3号)を市長に提出するものとする。
- 3 軽微変更該当証明申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。
- 4 軽微変更該当証明申請書には、第3条第3項に定める変更計画書等に必要添付図書及び同条第4項に定める磁気ディスクを添えて提出するものとする。

(軽微変更該当証明申請書の受付・審査)

第9条 市長は、軽微変更該当証明申請書を受理した場合は、別記様式第1-1号による台帳に必要な事項を記載するものとする。

- 2 市長は、軽微変更該当証明申請書の内容が再計算による軽微変更該当すると認められる場合は、別記様式第1-4号による軽微変更該当証明書を発行し、押印した軽微変更該当証明申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、軽微変更該当証明申請書の内容が再計算による軽微変更該当しない旨と認められる場合は、別記様式第 1-5 号による軽微変更該当証明申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、軽微変更該当証明申請書を受領してから第 2 項又は前項の書面を交付するまでの間に、申請者から取下げの申し出があった場合は、別記様式第 1-6 号による取下げ届を提出させ、申請書類一式を申請者に返却するものとする。

第三章 省エネ適判に係る完了検査の事務処理

(完了検査の申請)

- 第 10 条 適合建築主は、省エネ適判に係る建築物の建築基準法に基づく完了検査を受けようとするときは、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)に定める図書及び書類に、別記様式第 1-7 号による省エネ基準工事監理報告書を添えて、建築主事に提出するものとする。
- 2 適合建築主は、規則第 3 条に定める軽微な変更該当する変更を行った場合は、別記様式第 1-8 号による軽微な変更説明書及び説明図書を前項の書類に併せて提出するものとする。
 - 3 適合建築主は、第 8 条に係る再計算による軽微変更を行った場合は、前項の軽微な変更説明書に第 9 条第 2 項で交付される軽微変更該当証明書の写し及び軽微変更該当証明申請書の副本の写しを添付するものとする。

(省エネ適判に係る完了検査の受付・実施)

- 第 11 条 建築主事は、省エネ適判に係る建築物の完了検査申請書を受領した場合は、次項から第 6 項までの規定に関するものを除き、建築基準法に基づき完了検査の事務処理を行う。
- 2 建築主事は、完了検査申請書に、前条第 1 項の省エネ基準工事監理報告書、建築基準法施行規則第 4 条に定める省エネ適判に要した図書及び書類並びに軽微な変更説明書(規則第 3 条に定める軽微な変更が行われている場合に限る。)が添付されていることを確認する。
 - 3 建築主事は、省エネ基準に係る変更が行われている場合は、法第 12 条第 2 項に定める計画変更に係る手続き又は規則第 3 条に定める軽微な変更に係る書類を確認することにより、建築基準法施行規則第 3 条の 2 に定める軽微な変更であることを確認する。
 - 4 建築主事は、完了検査において建築物が省エネ適判に要した図書どおりに施工されていることを、省エネ基準工事監理報告書に関する図書及び書類並びに現地検査により確認を行う。
 - 5 建築主事は、前項の確認の結果、建築物が省エネ適判に要した図書どおりに施工されていると認められる場合は、検査済証を交付することができるものと

する。

- 6 建築主事は、第3項の確認の結果、省エネ基準に係る変更が建築基準法上の軽微な変更該当しないと認められる場合又は第4項の確認の結果、建築物が省エネ適判に要した図書どおりに施工されていないと認められる場合は、建築基準法施行規則第4条の3の2に基づく検査済証を交付できない旨の通知書を発行し、適合建築主に追加説明を求めるものとする。
- 7 前条及び第1項から前項までの規定は、建築基準法に基づく仮使用認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、「完了検査」とあるのは「仮使用認定」と、「建築主事」とあるのは「市長」と、「検査済証」とあるのは「仮使用認定通知書」と読み替えるものとする。

第四章 届出等の事務処理

(届出書等の提出)

第12条 届出書等の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

- 2 届出書等の添付図書及び記載事項等は、規則による。なお、規則第12条第1項の市長が必要と認める図書は、届出に係る建築物について評価書の交付を受けた場合は、当該評価書とする（法第19条第4項又は法附則第3条第5項の規定による書面の提出があった場合を除く）。この場合において、規則第12条第4項の規定により、届出に係る添付図書のうち各種計算書等の添付は要しないものとする。
- 3 法第25条第2項若しくは第30条第9項又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第10項若しくは第54条第9項の規定により建築物全体について認定を受けた場合は、届出等は不要とする。

(届出書等の受付・審査)

第13条 市長は、届出書等に記載されている工事の着手予定時期により、工事に着手する日の21日前までに届出等が行われていることを確認するものとする。なお、法第19条第4項又は法附則第3条第5項の規定による書面の提出があった場合は、工事着手3日前までに届出等が行われていることを確認するものとする。

- 2 市長は、届出書等を受理した場合は、別記様式第2-1号による台帳に必要な事項を記載するものとする。なお、前条第3項の規定により届出等が不要な場合は、各認定所管部局から通知された書面により台帳に必要な事項を記載し、備考欄に認定物件である旨を追記するものとする。
- 3 市長は、届出書等の内容が省エネ基準に適合すると認められる場合は、届出書等の副本及びその添付図書を添えて、届出者等に返却するものとする。なお、前条第2項の評価書が添付された場合は、届出等と評価書の建築物が同一であることを確認し、省エネ基準への適合の審査は不要とする。
- 4 市長は、届出等（法第20条第2項に定める計画の通知を除く。）の内容が省

エネ基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、届出者等に対し、当該届出等に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを別記様式第2-2号により指示するものとする。なお、法第20条第2項の計画通知に関しては、とるべき措置について国等の機関の長に協議を求めるものとする。

第五章 その他

(文書の保存期間)

第14条 本要領で取扱う書類の保存期間は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 第3条第2項及び第3項に規定する申請書等の正本及び添付図書 建築確認申請書と同じ期間
- 二 第4条第1項に規定する台帳 永年
- 三 第8条第3項及び第4項に規定する軽微変更該当証明申請書の正本及び添付図書 建築確認申請書と同じ期間
- 四 第10条に規定する完了検査申請書及び添付図書 建築確認申請書と同じ期間
- 五 第12条第1項及び第2項に規定する届出書等の正本及び添付図書 5年
- 六 第13条第2項に規定する台帳 永年

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月7日から施行する。

別表（評価書）

対象建築物	評価書
一戸建ての住宅、共同住宅	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認定書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級 4 であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級 4 又は 5 であるものに限る。）の写し。
全ての建築物	（一社）住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（共同住宅にあっては、全ての住戸若しくは住棟全体を評価しているものに限る。）の写し。（いわゆる BELS 評価書）